

立川市

第2次コンプライアンス実施計画



令和2（2020）年
立川市

目次

第1章 計画の目的	1
第2章 計画の期間	1
第3章 これまでの取組	2
第4章 計画推進の基本方針	3
1 コンプライアンスとは	3
2 基本方針	3
第5章 取組事項	4
1 施策体系	4
2 取組事項	5
第6章 関連規程	14
第7章 推進体制	15

第1章 計画の目的

本市では、平成15（2003）年の不正入札事件以降、立川市職員倫理条例（平成16年立川市条例第33号。以下「職員倫理条例」という。）や立川市コンプライアンス実施計画などさまざまなコンプライアンス施策を策定し、実施してきました。その結果、過去の事件や職員倫理条例等にかかる「利害関係者との禁止行為」、「公正な職務の遂行を損なう行為」などに対する理解はかなり高まってきています。

しかしながら、市民に影響を及ぼすような事務ミスが現在も多く発生するなどしており、市民の信頼に基づく市政運営を進める上での課題となっています。

本計画においては、「コンプライアンスの課題に対し積極的に取り組み、市民に信頼され続ける組織を目指す」という前計画の方向性は踏襲しつつ、「自律的に改善を図る」という部分をより重視し取り組んでいきます。

第2章 計画の期間

令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間とします。

立川市第4次長期総合計画（平成27（2015）年度～令和6（2024）年度）

将来像：にぎわいとやすらぎの交流都市 立川

後期基本計画（令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）

都市像：分権型社会に対応した持続可能なまち

政策：行政経営・コミュニティ

施策：職場力の強化と職員力の向上

個別計画

立川市第2次コンプライアンス実施計画

（令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）



立川市第4次職員人材育成実施計画

第3章 これまでの取組

平成 15（2003）年の入札事件から今日まで、コンプライアンスの確立に向け、職員倫理条例の制定やコンプライアンス実施計画策定、コンプライアンス・業務点検月間の実施等、コンプライアンス関係基準（ルール）の整備や職員への意識啓発を行ってきました。

平成 23（2011）年に(株)三菱総合研究所に本市のコンプライアンスの現状と課題の分析を行ってもらったところ、本市のコンプライアンスレベルの現状は5段階のうち下から2番目の「レベル2（受動的）」というものでした。これは、「手順が確立され、受動的に実施されている」「いくつかの課題等、結果が不十分であることを示す複数の根拠が存在する」というものでした。

その結果を受け、コンプライアンスの課題に積極的に取り組み自律的な改善を図る組織を目指すため、9つの施策と22の取組事項から成るコンプライアンス実施計画を策定し、平成 27（2015）年度から平成 31（2019）年度までさまざまな取組事項を実施してきました。

《主な経過》

平成 16 年度	「立川市職員倫理条例・規則」の制定 「立川市職員倫理審査会」の設置
平成 17 年度	「個人情報保護・情報セキュリティ立川市職員ハンドブック」の策定 「コンプライアンス・業務点検月間」の実施
平成 18 年度	「立川市職員コンプライアンス推進委員会」の設置 「立川市職員コンプライアンス読本」の策定
平成 19 年度	「立川市職員の懲戒処分の指針」の策定
平成 24 年度	「コンプライアンス強化策」の策定
平成 25 年度	「コンプライアンスFAQ・事例集」の策定
平成 26 年度	「立川市公金等取扱指針」の策定
平成 27 年度	「立川市コンプライアンス実施計画」の策定
平成 29 年度	立川市情報セキュリティ規則廃止・情報セキュリティポリシー策定 「業務基準書」の作成（平成 31 年度まで）

第4章 計画推進の基本方針

1 コンプライアンスとは

本市においてコンプライアンスとは、いわゆる「倫理・法令遵守」という概念に加え、「全体の奉仕者として求められる価値観・倫理観に基づいて誠実に行動すること」と定義します。したがって、「事務の適正な執行」もコンプライアンスに含まれます。

2 基本方針

コンプライアンスの課題に積極的に取り組み、自律的な改善を図る組織を目指すために、前計画において3つの基本方針を定めました。

本計画においても、引き続き自律的な改善を図る組織を目指すため、以下のとおり前計画の基本方針を踏襲します。

本計画の推進にあたっては、所属長が率先垂範を心掛け、所属職員の意識向上を図ることや、職員が自ら考え行動することを習慣化していくことが必要となるため、次頁以降の実際の実行事項に反映させていきます。

1 職員意識の向上

法令等の遵守を徹底し、職員一人ひとりが市民の信頼と期待に応えるよう高い倫理意識を持って行動します。

2 組織風土の醸成

情報が共有され、気づきが改善に結びつく風通しの良い組織風土を築くことで、事故や不祥事を未然に防ぎます。

3 しくみの継続・強化

職員全体にルールが浸透し、自浄作用の働くしくみを継続し、その強化を図っていきます。

第5章 取組事項

1 施策体系

前計画から踏襲した3つの基本方針に基づき、9つの施策を定め、各施策の下に22の取組事項を設けています。

取組事項は、自律的な改善を図る組織を目指すために、より実践的な内容としています。

基本方針	施策	取組事項
1 職員意識の向上	① 法令・規範等の理解	理解を深めるための自席学習等の実施
		昇任機会を捉えた研修の実施
		職員行動規範の周知
	② 既存ルールの変更と運用	「コンプライアンスFAQ」の更新と周知
		「情報セキュリティポリシー・実施手順書」の浸透・徹底・遵守
		「立川市公金等取扱指針」の浸透・徹底・遵守
③ 実践の評価・改善	「コンプライアンスアンケート」の定期実施	
	業務基準書の内容確認・更新	
2 組織風土の醸成	④ 情報の共有	朝礼・終礼等の積極活用
		「危機情報連絡表周知シート」の活用
		「コンプライアンス推進員・補助員」の積極活用
	⑤ 職場全体で取り組む改善	ダブルチェックの継続・強化
		業務改善との連携
		「コンプライアンス・業務点検月間」の活用
⑥ 所属長の姿勢強化	組織目標の設定及びその浸透	
	個人目標の設定	
3 しくみの継続・強化	⑦ リスクマネジメントの連携	各統括部門との連携体制の構築
		内部監査の実施
	⑧ チェック体制の強化	計画の取組状況の公表
		業務基準書の活用
		相談部署の明確化
	⑨ 相談窓口の継続	内部通報制度の活用

2 取組事項

基本方針1 職員意識の向上

法令等の遵守を徹底し、職員一人ひとりが市民の信頼と期待に応えるよう高い倫理意識を持って行動します。

施策1 法令・規範等の理解

市民の信頼と期待に応えるには、法令や規範を正しく理解していることが必要です。

【目的】

職員倫理条例や情報セキュリティ規則等の法令や規範への理解を深めます。

【取組事項】

- ◆理解を深めるための自席学習等の実施
- ◆昇任機会を捉えた研修の実施
- ◆職員行動規範の周知

<関係法令等> ・ 『職員倫理条例・規則』 ・ 『情報セキュリティポリシー・実施手順書』
・ 『公金等取扱指針』 ・ 『職員行動規範』

(取組事項) 理解を深めるための自席学習等の実施

【実施内容】

全庁共通のコンプライアンスリスクについて教材を使い学習するとともに、各課独自のコンプライアンスリスクについて話し合ってもらう場を設け、より理解を深めていきます。

(取組事項) 昇任機会を捉えた研修の実施

【実施内容】

新任職員及び昇任者に対し、入庁・昇任といった機会を捉え研修を実施し、コンプライアンス意識の向上を図ります。

(取組事項) 職員行動規範の周知

【実施内容】

「立川市職員行動規範15か条」を、新任職員研修やコンプライアンス・業務点検月間、コンプライアンスカードの配布等で周知し、引き続き理解の促進を図ります。

施策2 既存ルールの変更と運用

既存のルールを社会通念や市民感覚、さらにはリスクマネジメントの視点から見直しを行い、運用を継続していくことが必要です。

【目的】

既存のルールを最新の状況に照らして改定し、納得感を伴うルールとして運用します。

【取組事項】

- ◆ 「コンプライアンスFAQ」の更新と周知
- ◆ 「情報セキュリティポリシー・実施手順書」の浸透・徹底・遵守
- ◆ 「立川市公金等取扱指針」の浸透・徹底・遵守

<関係法令等> ・ 『コンプライアンスFAQ』 ・ 『情報セキュリティポリシー・実施手順書』
 ・ 『会計事務規則』 ・ 『公金等取扱指針』

(取組事項)	「コンプライアンスFAQ」の更新と周知
【実施内容】	コンプライアンスのルールを具体的に理解・納得してもらうために、「コンプライアンスFAQ」を更新し、引き続き職員への周知を図ります。
(取組事項)	「情報セキュリティポリシー・実施手順書」の浸透・徹底・遵守
【実施内容】	情報セキュリティ研修等を継続して実施することで、「情報セキュリティポリシー・実施手順書」の内容の浸透・徹底・遵守を図ります。
(取組事項)	「立川市公金等取扱指針」の浸透・徹底・遵守
【実施内容】	特に準公金について『現金を手元に置かない』『入出金を記録する』『ダブルチェック』の3原則に基づく「公金等取扱指針」を引き続き庁内に周知し、各課での金銭の記録など指針に定められた運用を徹底するとともに、監査委員による監査対象とします。

施策3 実践の評価・改善

職員が法令・倫理を正しく理解し、適切な業務執行ができているかどうかを評価し、運用方法を改善することが必要です。

【目的】

全職員が法令・規範等に則して業務を遂行できているかを評価し、改善していきます。

【取組事項】

- ◆ コンプライアンス職員実態アンケートの定期実施
- ◆ 業務基準書の内容確認・更新

- <関係法令等> ・ 『コンプライアンス職員実態アンケート』
・ 『立川市第4次職員人材育成実施計画』

(取組事項) 「コンプライアンスアンケート」の定期実施

【実施内容】

平成19(2007)年度より実施している実態調査アンケートを、定期的の実施し、職員倫理条例をはじめとした法令等の理解や職員の意識、各課の運用状況をチェックします。

(取組事項) 業務基準書の内容確認・更新

【実施内容】

業務基準書について、根拠法令・業務手順が最新の内容に更新されているかを常に確認し、必要に応じて運用方法を改善することを習慣化することにより、職員一人一人のコンプライアンス意識の醸成につなげます。

基本方針2 組織風土の醸成

情報が共有され、気づきが改善に結びつく風通しの良い組織風土を築くことで、事故や不祥事を未然に防ぎます。

施策4 情報の共有

コンプライアンスは、リスクマネジメントの観点から組織内で情報が共有されていることが必要です。

【目的】

朝礼等を実施し、職場内での情報共有を図ります。

【取組事項】

- ◆ 朝礼・終礼等の積極活用
- ◆ 「危機情報連絡表周知シート」の活用
- ◆ 「コンプライアンス推進員・補助員」の積極活用

<関係法令等> ・ 『危機情報連絡表周知シート』

（取組事項） 朝礼・終礼等の積極活用

【実施内容】

朝礼等を実施することで、再任用職員や会計年度任用職員を含めて情報共有を図ります。また、職場ごとのコンプライアンスリスクについて課員で意識を共有してもらう場として重要であるため、その重要性を周知し、効果的な活用につなげていきます。

（取組事項） 「危機情報連絡表周知シート」の活用

【実施内容】

「危機情報連絡表周知シート」を、所属長もしくはコンプライアンス推進員が速やかに朝礼等で直接所属職員に周知し、同じ事案を繰り返さないよう啓発します。様式の変更等、早期周知のしくみも検討していきます。

（取組事項） 「コンプライアンス推進員・補助員」の積極活用

【実施内容】

「コンプライアンス推進員連絡会」において、従来の情報共有だけでなく課ごとの課題を共有する等、双方向のコミュニケーションをこれまで以上に意識し、組織全体として取り組む体制を強化します。

施策5 職場全体で取り組む改善

気付いたリスクに対して職場全体で話し合うことができ、改善に取り組むことが必要です。

【目的】

事故や事務ミスが減少するよう、職場全体で業務の改善に取り組みます。

【取組事項】

- ◆ ダブルチェックの継続・強化
- ◆ 業務改善との連携
- ◆ コンプライアンス・業務点検月間の活用

<関係法令等> ・ 『業務改善表彰制度』 ・ 『コンプライアンス・業務点検月間』

(取組事項)	ダブルチェックの継続・強化
【実施内容】	ダブルチェックの意識は浸透してきているものの、事務ミスが多数発生している実態がある。引き続き意識の浸透を図りつつ、手順の確認・何と何でチェックを行うと効果があるか業務ごとに整理する等により、ダブルチェックの強化を図ります。
(取組事項)	業務改善との連携
【実施内容】	引き続き業務改善と連携し、事故や事務ミスが減少するよう職場全体で話し合い、よい改善事例は積極的に取り入れる等、改善に取り組んでいきます。
(取組事項)	コンプライアンス・業務点検月間の活用
【実施内容】	毎年11月に実施している「コンプライアンス・業務点検月間」という機会を活用し、職員の意識啓発や職場全体でリスクについて情報共有を図っていきます。

施策6 所属長の姿勢強化

所属長のコンプライアンスに対する姿勢は、所属職員のコンプライアンスに対する姿勢に大きな影響を与えるため、所属長が率先垂範を心がけることが必要です。

【目的】

所属長のコンプライアンスに対する姿勢を示すことで、所属職員の意識向上を図ります。



【取組事項】

- ◆ 組織目標の設定及びその浸透
- ◆ 個人目標の設定

(取組事項)	組織目標の設定及びその浸透
【実施内容】	所属長のコンプライアンスに対する姿勢として、コンプライアンスに関する組織目標を設定しその浸透を図ることにより、所属長の姿勢を所属職員に対して見える化させ、所属職員の意識向上を図ります。
(取組事項)	個人目標の設定
【実施内容】	所属長のコンプライアンスに対する姿勢として、課のコンプライアンス推進に関する個人目標を一つ設定し、その達成に向けて取り組む姿勢を実際に所属職員に示すことで、所属職員の意識向上を図ります。

基本方針3 しくみの継続・強化

職員全体にルールが浸透し、自浄作用の働くしくみを継続し、その強化を図っていきます。

施策7 リスクマネジメントの連携

コンプライアンスをはじめとしたあらゆるリスクに対して、組織的な連携を図ることが必要です。

【目的】

コンプライアンスをはじめとしたリスクに対して、自浄作用が働く組織的な連携を継続していきます。

【取組事項】

◆各統括部門との連携体制の継続

(取組事項) 各統括部門との連携体制の構築

【実施内容】

各統括部門で引き続き連携を図っていきます。問題が発生する前に先を見越して事前の対策を講じていくために、定期的に意見交換を実施する等、連携を強化していきます。

施策8 チェック体制の強化

コンプライアンスに関する施策が実効性を伴って運用されているかを自らチェックするとともに、異なる視点でチェックを受けることが必要です。

【目的】

業務執行状況のチェック体制を強化することで、自浄作用を働かせます。

【取組事項】

- ◆ 内部監査の実施
- ◆ 計画の取組状況の公表
- ◆ 業務基準書の活用

(取組事項)	内部監査の実施
【実施内容】	特にリスクの影響度が高い 情報セキュリティや現金の取扱等について、決められた手順で的確に実施されているかを引き続き関係部署によりチェックします。
(取組事項)	計画の取組状況の公表
【実施内容】	コンプライアンス実施計画の進捗状況を引き続きホームページ等で公表します。
(取組事項)	業務基準書の活用
【実施内容】	業務基準書が「作成」から「活用」の段階に入るため、積極的な活用により根拠法令や業務手順について自らチェックすることを組織的に習慣化させます。

施策9 相談窓口の継続

職員が相談しやすいように引き続き相談窓口を用意し、コンプライアンスに関する問題を予防します。

【目的】

相談窓口を継続し、コンプライアンス違反の未然防止に努めます。



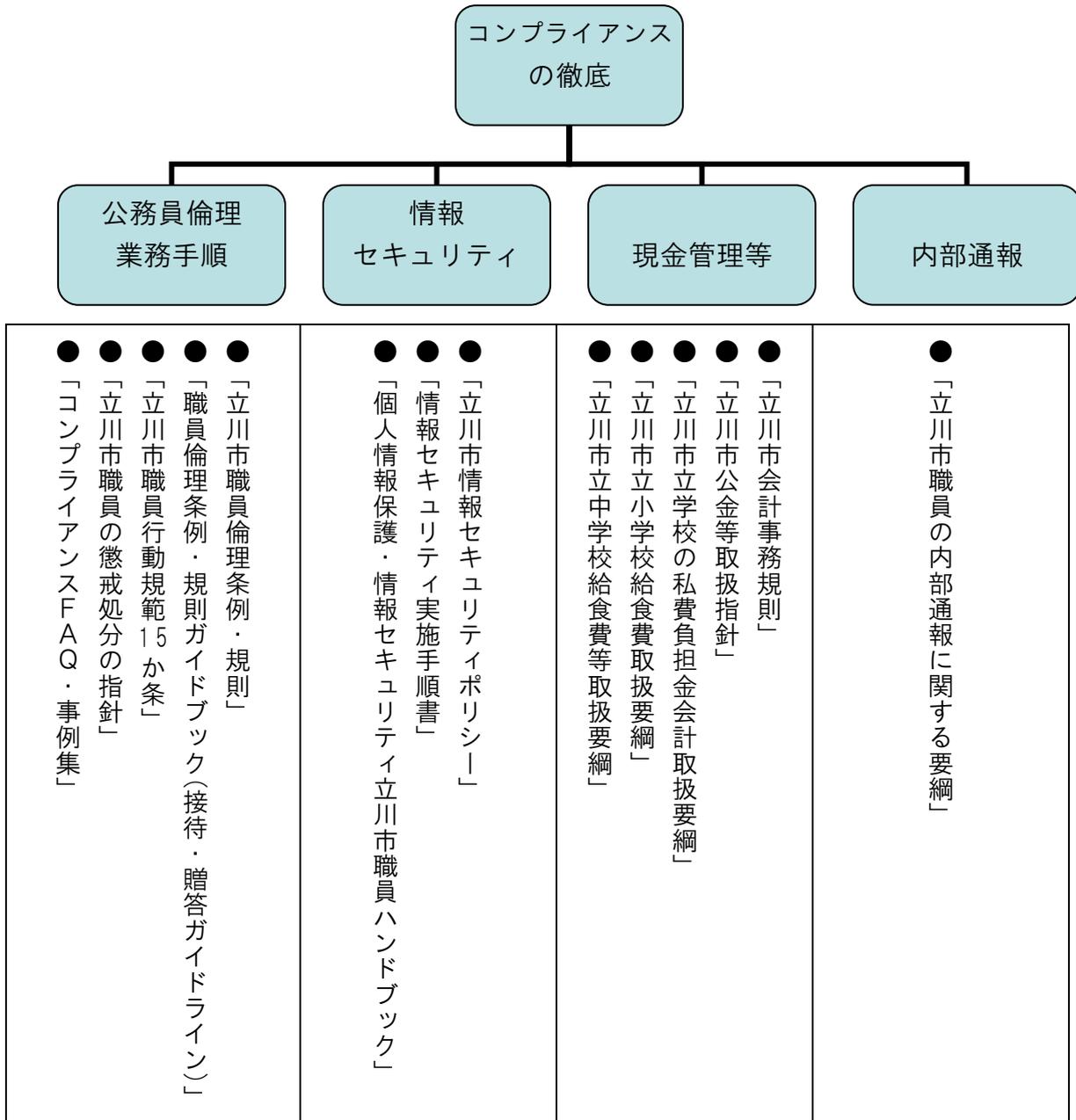
【取組事項】

- ◆ 相談部署の明確化
- ◆ 内部通報制度の活用

<関係法令等> ・ 『内部通報制度』 ・ 『贈与等報告書』 ・ 『飲食許可申請書』
・ 『相談書』 ・ 『倫理審査案件報告書』

(取組事項)	相談部署の明確化
【実施内容】	コンプライアンスに関する相談部署は内容によって異なりますが、引き続き職員にわかりやすいよう明確に定め、周知します。
(取組事項)	内部通報制度の活用
【実施内容】	内部通報制度について職員の理解を深めるとともに、引き続き運用状況を周知します。

第6章 関連規程

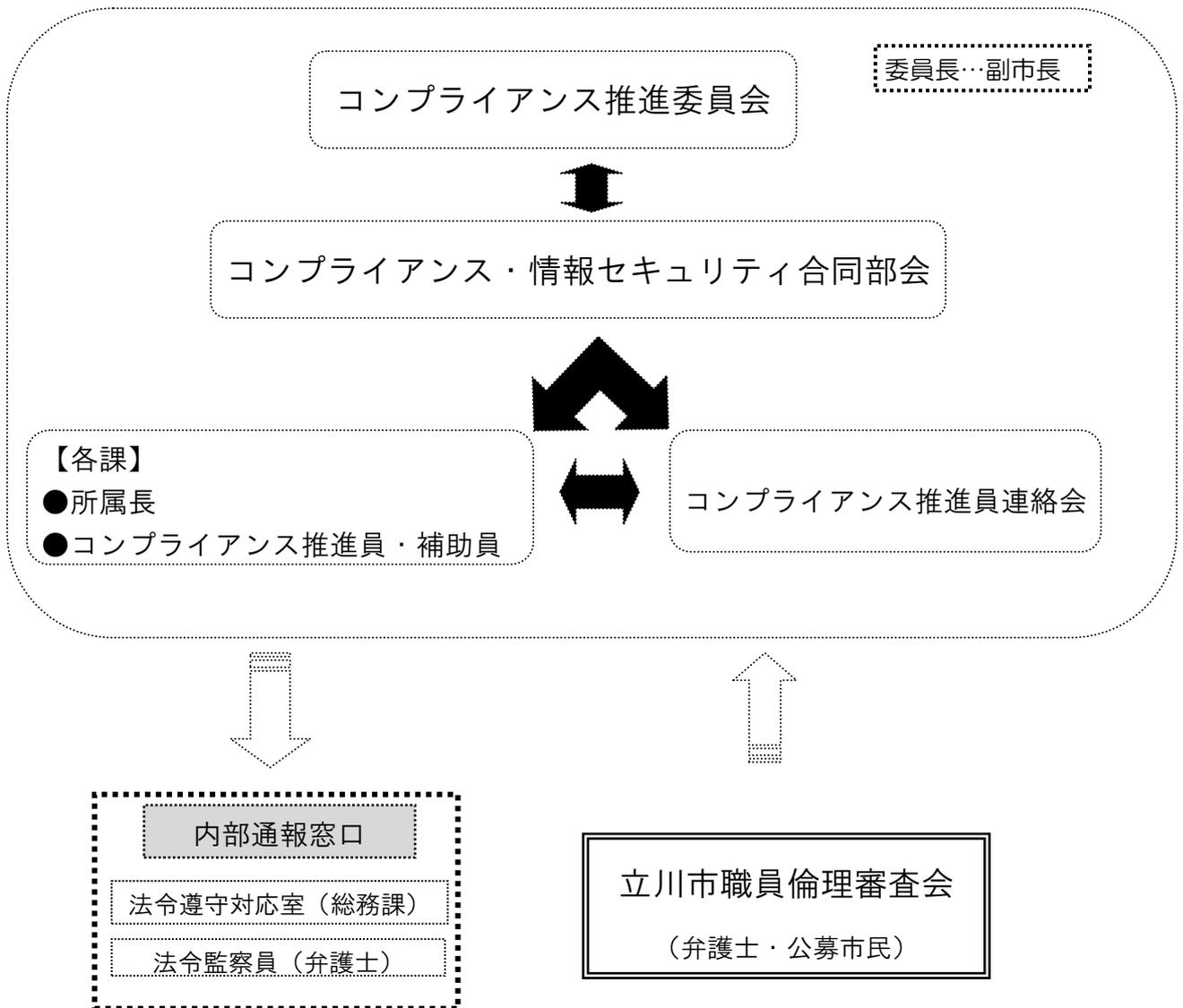


第7章 推進体制

(1) 次の職位の者をコンプライアンス責任者及び推進者とし、本実施計画に基づき、各職場におけるコンプライアンス関連諸施策を推進します。

コンプライアンス統括責任者… 副市長
コンプライアンス責任者 … 部長
コンプライアンス推進者 … 課長
コンプライアンス推進員 … 係長

(2) コンプライアンス施策に関して、全庁的なマネジメントを行います。



立川市第2次コンプライアンス実施計画

令和2（2020）年6月発行

発行 立川市

〒190-8666

東京都立川市泉町 1156 番地の9

電話 042-523-2111（代表）

FAX 042-528-4333

編集 行政管理部人事課